

令和元年土佐清水市議会定例会 9月会議会議録

第11日（令和元年 9月19日 木曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤真君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 窪内研介君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 庶務係主事 | 江口舞君 | 主幹 | 作田愛佳君 |
| 主事補 | 川田成輝君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |                  |       |
|----------------|-------|------------------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長              | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 戎井大城君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 沖比呂志君 |

|                         |         |                     |         |
|-------------------------|---------|---------------------|---------|
| 企画財政課長                  | 横山 英幸 君 | 総務課長                | 中津 健一 君 |
| 危機管理課長                  | 倉松 克臣 君 | 消防長                 | 宮上 眞澄 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長           | 味元 博文 君 | 健康推進課長              | 山下 育 君  |
| 福祉事務所長                  | 吉永 敏之 君 | 市民課長                | 中津 恵子 君 |
| まちづくり対策課長               | 中尾 吉宏 君 | 観光商工課長              | 二宮 眞弓 君 |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長    | 和泉 政彦 君 | 水道課長                | 谷崎 清 君  |
| じんけん課長補佐                | 永野 博文 君 | 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長 | 岡田 旭生 君 |
| 収納推進課長                  | 西原 貴樹 君 | 教育長                 | 弘田 浩三 君 |
| こども未来課長                 | 伊藤 牧子 君 | 生涯学習課長              | 田村 五鈴 君 |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 亀谷 幸則 君 | 選挙管理委員会<br>事務局長     | 井上 美樹 君 |
| 監査委員事務局長                | 文野 喜文 君 |                     |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和元年土佐清水市議会定例会9月会議、第11日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番 谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） おはようございます。議会会派みらいの谷口佳保でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って一問一答にて一般質問をさせていただきます。

昨年9月に人生初の一般質問をさせていただいてから、あっという間に1年がたちました。何度経験しても緊張する一般質問ですが、今回の一般質問はやり方次第で無限に広がる企画だと思いますので、ぜひ取り組んでいただけたらと思い、質問させていただきます。

きのう、調べてきたデータとかですね、全部パソコンが壊れてしまって全てのデータが飛んでしましまして私も真っ白になったのですが、ちょっとお聞きづらい点は何点かあるかと思いますがよろしくお願ひします。

では、早速1つ目の質問に移らせていただきます。

1つ目の質問は、オリンピック、パラリンピックの応援村の取り組みについて質問させていただきます。

1964年、今から55年前、もちろん私は生まれておりませんが、国立競技場で行われた開会式を幕あけに、東京オリンピック、第18回オリンピック競技大会が開催され、20競技、163種目、93の国と地域から5,152人が参加し、熱戦を繰り広げ、アジア初のオリンピックは大成功に終わっております。今、この議場に東京オリンピックの記憶がある方が何名いらっしゃるでしょうか。55年前のオリンピックの際に、本市で何かオリンピックに関する事業やイベント等が行われていないか調べていただきましたが、特に記述はないようです。50年後、100年後、また日本で開催されるかもしれないオリンピック、パラリンピックのパイオニアとして残る、後世につながる取り組みを提案したいと思います。

その前に、今現在2020年オリンピック、パラリンピックについて、どのような取り組みをされているか、本市の状況について生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

2020年7月24日から8月9日までオリンピックが、8月25日から9月6日まではパラリンピックが開催されます。

それに先駆け、オリンピック・パラリンピックのすばらしさやその価値を伝えるとともに、機運醸成や大会競技への理解促進を図ることを目的に、本年3月にオリンピック・パラリンピックフラッグツアーが開催されました。フラッグが全国を巡回し、本市では3月6日から3月7日まで市役所玄関ロビーで展示を行い、貴重な機会となりました。

また、日本全国47都道府県を回る東京2020オリンピック聖火リレーが来年3月26日に福島県をスタートし、全国857市区町村を121日間かけて実施されます。本市は4月20日に実施が予定されており、ルート10区間を1人当たり200メートル、10名のランナーが走行いたします。ランナーの選考については、県の公募によって応募のあった本市にゆかりのある方の中から、本市は1名のみ選考できることになっており、募集期間が8月末で終了し、間もなく選考の作業に入る予定です。ランナーの最終決定は年末ごろとなっております。

現在、県を中心に聖火リレーの取り組みが進められており、本市においてもルートの検討や警備体制、実施プログラムの作成等、関係機関と協議検討を行い取り組みを進めているところです。

ルートにつきましては、現在はまだ調整中であり、公表することができませんが、年度末には正式に公表される予定です。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 1番 谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。私もオリンピック・パラリンピックの応援フラッグの展示は記憶に新しいです。子供たちを連れて市役所の庁舎のロビーのところに展示されていたフラッグを見にいきました。子供たちは目を輝かせながら、オリンピック・パラリンピックのフラッグを見て、オリンピック選手になるけんとか、このフラッグをつくる人になりたいとか、初めて来る市役所の庁舎のロビーで市役所内で仕事をされている人を見て、ここの職員になりたいという子たちもいて、将来の夢をみんながまちまち語ってくれました。この子供たちが大きくなって、市役所の庁舎にオリンピック・パラリンピックのフラッグを見にいったねって話してくれたらいいなと思います。貴重な体験ができたと本当に思います。

聖火リレーの取り組みをされているということですが、ほかに地域住民が集まって50年後、100年後、また日本で開催されるかもしれないオリンピック・パラリンピックの感動を共有できる、みんなで応援する取り組み等はされていませんか。生涯学習課長にお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

現在のところはそのような取り組みは考えておりませんが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より、個人の住居以外で組織委員会が承認した場所において、大型映像装置、画面を設置して、一般公衆に向け大会の映像をライブ中継するパブリックビューイングについての情報提供が県を通じてきております。

詳細内容の公表や申請開始は年明け以降となる見込みであり、詳細が示されましたら既存施設で実施が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 1番 谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

今回提案させていただきたいのが応援村の取り組みなのですが、ここで応援村がどのようなものか少し紹介させていただきたいと思います。

そもそも応援村というのは全国応援村実行委員会が推進するもので、その資料の一部を紹介

させていただきたいと思います。令和2年夏、我が国はもとより、世界各国から超一流のアスリートが東京に集う。しかしながら実際の競技場で観戦、応援するチャンスは私たち一般国民にとって余り身近とは言えず、特に地方にお住まいの方々にとってはなおさらである。そもそも世界的なスポーツ観戦は、自国、他国を問わず国単位で選手に声援を送り合う世界最大の応援の場であるはずだ。ところが現状のままであれば、応援する場を持たない国民の多くは自宅でテレビ観戦にとどまるだろう。このことは見方を変えると主人公である選手と対をなす応援者、すなわちさまざまな地域で応援をする住民に光が当たっていないことのあらわれではないだろうか。そこで、地域住民の皆さんが日常生活の中で応援できるプラットフォームとして応援村を考案した。これによる機運醸成は結果的に地域の活性化にもつながると考えている。あわせて国内外から集まる観光客の皆さんに対しても広く門戸を開きたい。世界で初めてこのような応援村を実施することで、世界に向けて日本の元気を伝えていきたい。そして私たちの未来と子供たちのためにレガシーをつくっていきたい。そんな素朴な思いからこの応援村は生まれた。応援村を設置する場合、地域の飲食、物販、スポーツ体験、VR（ヴァーチャルリアリティ）など、住民及び観光客に対するおもてなしを提供することができる。応援村は賛同する地方自治体を主催者とし、令和2年夏、全国2,000カ所に設置、2,000万人の来場者数を目指す。規模は大規模なものだけでなく、中規模、小規模、例えば福祉施設、寺社、廃校、体育館、保育園、放課後児童クラブ、事業所、庁舎スペース、公共ホール等のパブリックスペース等を想定し、全国津々浦々、御自宅の近くで気軽に手軽に参加し、応援できる環境を整えるものとするがあります。

本市には提供できる場所がたくさんあると考えております。例えば、観光面からいくと足摺温泉郷には温泉を楽しめる宿泊施設やスポーツ合宿に活用されている足摺テルメがあり、宿泊しながらみんなでオリンピック応援をするパブリックスペースの提供、またことし4月にオープンしたスノーピーク土佐清水キャンプフィールド、来年春にオープンする竜串ビジターセンターでの実施、キャンプをしながら、自然を体験しながら、地域住民もキャンパーも観光客の方も一緒になってオリンピック・パラリンピックの感動を共有できるパブリックスペース。誰もが自由に出入りできる開放的な場所の提供。また福祉面でいくと、市内には平成27年度から介護予防拠点整備事業で整備されてきた拠点30カ所。誰もが集えるあったかふれあいセンターや集楽活動センター下川口家などを活用して、昼間1人お家でオリンピック応援をしている高齢者を中心に声かけをし、そこに来た人たちと感動を共有できる集いの場の提供、外出の機会、地域住民との交流機会、居場所づくり、感動を共有できる場所の提供、公共施設や学童など取り組める場所はたくさんあると考えております。昼間はオリパラを応援するスポーツカフェ、夜はオリンピック・パラリンピックを応援するスポーツ居酒屋、スポーツバーに集まり

オリンピックを応援するのも楽しいのではないかと考えております。

昨日の武政議員の一般質問にも出てきましたが、感動を共有できる出会いのきっかけづくりにもつながるかもしれません。やり方次第で地域活性化、婚活イベント、観光振興につながるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。生涯学習課長お願いします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

世界各国から一流のアスリートが東京に集ってまいります。日本国内で開催されているとはいえ、実際の競技場で観戦、応援することは、地方で暮らす私たち市民にとっては身近なものとはいえ、応援の場は専らテレビの前で観戦するということになります。

そういったことから、議員が言われますように地域住民の皆さんや土佐清水市へ観光に来られた方が集い、応援できる場を設けることはコミュニティの活性化や地域活性化にもつながり、オリンピックの機運を高めるためにも有効であると考えます。

当事業につきましても10月以降に実施要領が発表されるということですので、詳細が示されましたら実施について可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 1番 谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。この応援村実行委員会の委員の中には尾崎県知事もいらっしゃいます。高知県独自の清水独自のやり方で、地域住民も観光客も感動を共有できる応援村の提供ができれば、清水のアピールにもなって話題性もできて、いろんな面で相乗効果が期待できるのではないかと思います。

この応援村実行委員会はまだ立ち上がったばかりで、補助金や予算面に関してはまだ詳しく決定されていないのが今の現状ですが、大規模なイベントでなくても既存のものを活用して地域住民とともに作る清水独自の応援村を提供してはいかがでしょうか。

応援村の参加要件を確認しますと、参加を希望する自治体は原則首長連合への加盟が必要と明記されております。本市は既に泥谷市長が2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合への加盟をされておりますので、要件はもう既に満たされております。実施するに当たり、大規模で開催する場合はウエルカムボードを、小規模の場合はウエルカムフラッグ、桃太郎旗のようなものなんですけども、それを整備するそうです。

2020オリンピック開催とともに、市内の至るところにオリンピック・パラリンピックの感動を共有できる応援村ができ、このウエルカムフラッグが市内全域にあふれているのを想像し

てみてください。地域が一体となって、オリンピック・パラリンピック応援で盛り上がる清水独自の応援村にぜひ取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、市長の御所見をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 大変楽しそうなイベントであると考えておりますし、このガイドラインをちょっと見させていただいたのですが、全国の応援村の実行委員会の中に26人の委員がいるのですが、その中に尾崎知事、それから高知市の横山議員も入っております。先ほど谷口議員が言われましたように、全国で2,000カ所、かなりハードルが高いのかなとは思っております。また、オリンピックですので清水の出身者あたりがですね、オリンピックに出たら本当に盛り上がると思いますし、家で寂しく1人でテレビを見るよりは大勢で見て楽しむ方が、それは盛り上がるというふうに思っております。

先ほども田村生涯学習課長が、かなり前向きな答弁をいたしましたので、この2,000カ所に選ばれるには、かなりハードルが高いし、これは大きな宿題をもらったという思いでいっぱいあります。事業主体というのは市長が実行委員長となって、この清水で応援村の実行委員会を立ち上げる。そしてまた、これから精査をしていかなければならないのですが、自治体としてはどんな準備をこれからすればいいのか、応援村を行うメリットとかですね、それとかやっぱり費用がどれくらいかかるのか、また実行委員となれば、やっぱり市民を巻き込んだ形での取り組みということになりますので、その市民の役割、それから責任、そういったものがですね、まだまだ不透明なところもありますので、先ほどの課長が答弁したとおり、実施要領というのが10月に高知市で今度開催されると聞いております。この全国応援村実行委員会で詳細が決定される、それを受けて実施可能かどうか、ちょっと検討していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 1番 谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

この応援村の取り組みについての質問は、超党派の高知県内の若手議員の会のメンバーで高知市を中心に、市長もおっしゃったように高知市に横山議員がいらっしゃる関係もあってですね、高知市を中心に南国市、四万十市、本山町などで幾つかの市町村で県内の45歳までの若手議員が一斉にこの9月の会議で一般質問させていただいています。横のつながりも大切にしながら、高知県全体でオリンピック・パラリンピックを盛り上げようということで、それぞれの土地で提案させていただきました。ありがとうございました。

では次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、災害前の対応について質問させていただきたいと思います。ここ最近猛暑、集中豪

雨、巨大台風などの異常気象が続き、本市も7月には大雨による災害が発生しました。気候の穏やかな四季の国日本も過去のこととなってしまう、今や天気は命を脅かす凶器に変わってしまっているように感じます。

ことしも全国的に熱中症による救急搬送や命を落とす方がたくさんおられました。7月の大雨災害の翌朝、職員の方が被害の対象地区を回り、ほかにも災害が発生していないか、影響はなかったか地区を回られておりました。災害後の災害対策本部の迅速な対応を目の当たりにしましたが、災害が発生する前に市としてどのような対応をされているのか、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

本市では土佐清水市災害対策本部設置及び動員計画が策定されており、その中で本市に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は災害対策本部を設置することとなっております。災害対応は災害対策本部での対応が基本となります。気象情報や実際の本市の状況を収集して、状況に応じ現場の確認や避難勧告等の発令を行っております。

発生頻度の高い台風や大雨、土砂災害等への対応では本年6月より5段階の警戒レベル表示が導入されており、状況にもよりますが大雨警報（土砂災害）が発令されればレベル3、避難準備・高齢者避難開始を、土砂災害警戒情報が発令されるとレベル4、避難勧告を市が発令し避難を促すこととなっております。

災害時の避難勧告等の周知につきましては、土佐清水市避難勧告等の判断伝達マニュアルに基づきまして、防災行政無線による広報、土佐清水市ホームページによる広報、エリアメール等を活用した広報、消防団等による該当地区への広報等、テレビ・ラジオ等の報道関係による広報、自主防災組織・自治会等への情報伝達及び自主防災組織・自治会等から地区住民への周知等の依頼で行うこととなっております。また、大規模、広域的な災害に関しては、全国瞬時警報システム、J-アラートでも周知が行われることとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番 谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

私も台風が接近しているときは、市の防災無線を頼りにいつも聞いております。ですが、加齢により耳の聞こえが悪くなってきている高齢者にとって、防災無線による広報は聞きづらいことや、インターネットや携帯電話を利用して確認できる市のホームページやエリアメールは

大半の高齢者の方にとって身近ではなく、活用しづらいものではないかと感じます。

高齢者に対して何か特別な取り組みはされていませんか。危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

危機管理課では災害時、状況に応じて市内全域及び該当地区への周知を行っており、高齢者の皆さんのみを対象にした周知は実施しておりません。

ただ、高齢者の皆さんが集まるデイサービスやいきいきサロン等に危機管理課職員が講師として招かれ、防災に関する学習、啓発活動を実施しております。

また、高齢者の皆さんに対しということではありませんが、周知の中心となる防災行政無線につきましては、放送の聞きづらいところについては戸別受信機を貸与して対応しているところ です。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番 谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。本当に防災の学習会とかは数を重ねることで、回数を重ねることでみんなの耳に残ったり、あのときこうやって言いよったなっていって本当に実際に災害が起こったときに有効なものになると思います。

危機管理課長に戸別受信機のお話を教えていただいて、何地区かでお話を聞かせていただいたんですけども、地区によっては自主防災組織の危機管理意識が高く、有線の受信機を自主防災の中心になる方とか、その地域の役員の方とか班長の自宅に取り付けを検討されているところもありました。本当に地域で支えてくださっている消防団、自主防災組織の方々、自治会の皆さんには本当に頭が下がる思いです。

独居の高齢者の方は大雨が降ったり、警報が出たり、台風が近づいたり、少しの揺れが起きたりしたら、ふだんはそんなことなくても急に心細くなったり不安になったりするものだと思います。独居の高齢者の方だけでなく、私も意外と見かけによらず警報とかエリアメールが届いたりしたら急に不安になったりとか、心細くなったりするんですけども、それもほんの少しのことで不安が解消されたりするものなんですけども、心細かったり不安になっているときほど市民に寄り添える仕組みづくりが必要なんじゃないかなと考えます。

実際に寄り添うことはできなくても、実際にそばにいらなくても、離れていても電話とか訪問、不安とか心細さを解消できるような仕組みづくりがあればなど、市の職員だけでなく、この仕組みを各団体で手分けをして実施できるような取り組みができればと思いますが、

健康推進課のほうで何か高齢者に向けて特別な対応とかはされていませんか。健康推進課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

高齢者の方、全てに電話で連絡をする、訪問して知らせるといったようなことはしておりません。

ただ、地域包括支援センターでは、担当者が台風や大雨などの際に食事の用意や避難に心配のある方などに対し、余裕を持ったタイミングで電話で連絡することもあるようですし、区長さんや近所の方が地域での支え合いの中で声をかけてくれている場合もあることは伺っております。

なお、市としての取り組みとして、高齢者を含む災害時に自力で避難行動をとることが困難な方に対する避難支援のため、生活の基盤が自宅にある方のうち、要介護認定3から5を受けている方や身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する方等の対象者を抽出し、市から避難行動要支援者名簿への登録同意を呼びかけ、同意された方を登録した避難行動要支援者名簿を作成しております。

この名簿を実際の避難支援等を行う自主防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防本部、消防団等の関係者へ提供し、避難支援や安否確認等に役立てるとともに平常時の地域の見守りや日常的な支え合い活動につなげていく取り組みを行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番 谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

今おっしゃられたこの取り組みは、多分平成25年の8月に内閣府の防災担当から出された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針の中の災害取り組み基本法に該当するものではないかと思えます。国から各市町村に出されたものの取り組みではないかと思われませんが、市のホームページで確認しますと、8月31日現在の土佐清水市の人口は1万3,409人で、高齢化率が48.2%になっておりました。そんな人口減に歯どめがきかない高齢化率が年々高くなっている土佐清水だからこそ、独自の取り組みで市民に寄り添う対策の実施をしていただけたらと思えます。

市長のおっしゃる、お年寄りや誇り、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていける仕組みづくりの1つになればと思い、質問させていただきました。ありがとうございました。微

力ではありますが、これからも市民に寄り添う市政づくりのために声を届けてまいりたいと思います。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

11番 浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） こんにちは。11番の浅尾でございます。通告書に従って質問してまいりますので、ひとつよろしくお願ひします。

私はですね、最近ちょっと変わった訓練をするテレビニュースを見てちょっと驚いておるんですけども、東京の都議会でも何か変わったシミュレーションができたということで、地震に対する避難訓練、この間4日ぐらい前にも県庁で、またそこで新しいシミュレーション、新しいプログラムができたということで、工作中にもかかわらず訓練を鳴らし、それで退避し、どのように対策ができるかというような感じのことをやっておりました。それは私がずっと、ちょっと考えるに、これからますます80%、70%、90%になるかもわからん地震の確率が高くなっているのではないかということをごく気にしながら見ております。最近、東日本大震災が起きたときの土佐清水市の住民感情といえ、テレビを見、新聞を見、これはすごい、あれはすごいという不安感がいっぱいあったと思うんですけども、全然というかだんだん月日がたってくると皆さんの地震、津波に対する思いというのが薄れてきているんじゃないかなという気がしておりました。けど、この間のこども未来議会のときに、子供たちが防災について3人の生徒たちが質問したときには、ちょっとやっぱり思ってくれる子供らもおるんじゃないかなという気がして一安心をしておりました。

私はいろんなことを思いながら、今まで質問書なりつくってまいりましたけど、自分でまとめるとわけわからなくなり、できるだけ質問書というのはつくらずに、答弁の上でお互いがやりとりしていきたいと思っております。答弁する方はすごい難しいとは思んですけども、僕の質問というのは今までにないことを今からやっていかないといけないという質問でありますから、答弁も難しいであろうし、またもしやるとすればすごい莫大なお金もかかるかもわかりませんが、市民が安心して土佐清水市はよかった、安心できる町ができたという思いを込めて僕は質問してまいります。

それでは早速ですけれども、まちづくり対策課長にお伺いします。清水には国道、県道、市道に橋が幾つもかかっていると思います。南海トラフ地震が発生後、幾つの橋が通行可能なのかをお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

土佐清水市にある橋梁数ですが、国道321号には50橋、県道には68橋、市道には198橋の橋梁があります。このうち国道321号や県道では落橋対策の必要な12橋全ての工事が完了しております。

道路橋の耐震対策については、南海トラフ地震などの大規模災害が発生した際に被害者の救助活動や救援物資の輸送などを円滑に行えるよう、緊急輸送道路や啓開道路での対策を重点的に進めており、これまでの取り組みにより県内の緊急輸送道路の落橋対策はおおむね完了しています。

国道321号の道路管理者である高知県に確認したところ、今後、落橋対策に加えて、被災後、速やかに橋の機能が回復できるための耐震対策を進めていくこととしており、国道321号などの緊急輸送道路での対策を順次進めていくとのことであります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 11番 浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

それでこの橋とか道路が崩れるとなると、恐らく支援物資、支援艦隊というのは清水港にも入れんし、この沖にも多分停泊できないと思います。となると、宿毛が昔から言われている軍港という、宿毛湾はすごい湾であります。そこに恐らく艦船が入ってきて、そこから物資を送ると思います。そうなってくると地震、津波にやられているのは清水だけじゃありません。この高知県幡多郡一円やられているかもわかりません。そのときに道路が使えなくなったときには物資が恐らく入ってくるのが3分の1とか、それ以下になると思います。どうしても国道がなければ土佐清水市には西東から入ってくるのが恐らくできなくなると思います。そうなってくると321がすごい重要になってきます。ところが、ルート321の場合は、あそこはがけ崩れが多いんじゃないかなという気もしております。

そこでまちづくり対策課長にお伺いします。国道321号は山崩れが起きやすい土質ではないか。特に崩れやすい箇所、または土質等は調べているのかをお伺いします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

国道321号の道路管理者である高知県に確認したところ、全ての県管理道路について道路防災総点検を実施しており、落石や崩壊が発生するおそれのある要対策箇所について、緊急輸送道路や啓開道路を優先して、順次防災対策を進めていると聞いております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 11番 浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ルート321は昔からがけ崩れ、ちょっと雨、台風が来れば崩れやすい箇所もかなりあります。それで今現在、叶崎のトンネルを抜けたところ長い間がけ崩れか何かわかりませんが吹きつけの工事を長い間やっております。そういう箇所が恐らく清水には多いと思います。国道だけじゃなく、下ノ加江から布に入る道路もそれにしかりです。これがいつまで続くか、いろんなことを考えているとやっぱり道路がなければどうしようもないという、確かにヘリコプターで物資は運んできますけれども、ヘリコプターの量というのはある程度限られていると思います。そこで、もしそういうふうに橋が壊れ、国道321ががけ崩れで通れない、通行できない場合には、道路の復興は大体何カ月、どれぐらいの見通しを計画しているのか、まちづくり対策課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

南海トラフ地震が発生すると、激しい揺れや津波により、がれきの堆積や土砂崩れ、落橋等が発生し、至るところで通行ができなくなると想定されています。このような中で、病院に負傷者を搬送し、支援物資を避難所に届け、命をつないでいくためには、まずもって障害物を取り除き、緊急車両が通行できる状態とし、そこへ至るルートを早期に確保することが何より重要と考えております。

道路の復興につきましては、南海トラフ地震発生直後の負傷者の救援救出や応援物資などの受け入れを迅速に行えるよう、発生頻度は低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び発生頻度が高い一定程度の地震・津波を想定し、優先して通行を確保すべき防災拠点やそこに至るルート、道路啓開を行う建設業者などを定めた高知県道路啓開計画が策定されており、この計画によりますと四万十町から土佐清水市までは17日、また市内については総合防災拠点である土佐清水総合公園からの啓開日数では、布までが39日、足摺岬までが

15日、下川口までが30日となっております。

道路の復興期間ですが、救助活動や救援物資の輸送などの重要な路線を優先し、高知県や建設業者等と連携を行い、市内全体の道路復興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 11番 浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

道路に関しては前回もお話ししたと思うんですけども、僕らが会派で視察に行ったところが高速道路があり、その隣に今7億円ぐらいお金をかけている拠点センターを建設してありました。ところが、高速道路があり、山があり、山といってもそんなに高速道路から離れてないところなんですけれども、高速道路があり、ガードレールがあり入れないところに何でこういう拠点センターをつくるんですかという質問をしたら、ガードレールを外せば、すぐ拠点センターに物資が入ってくるという設計らしいです。それで前にもこういうことをお願いしたと思うんですけども、できるだけ早く高速道路、高規格道路を市長の力でお願いしてもらって、土佐清水市にも高規格道路、高速道路ができるだけ早く入って建設できるようなことをお願いしたいと思っております。

ただし、高速道路から枝分かれする場合には、今計画中の四国八の字ルート的高速道路が完成しない限り、土佐清水市とか室戸市とかいうのは枝分かれは難しいらしいです。そこを市長さんの力でどうにかよろしくお願いします。これでまちづくり対策課の質問を終わります。

次は水道課にお願いします。水道課長、よろしくお願いします。

地震・津波が発生したときに、今現在グリーンハイツ、旭ヶ丘、清水ヶ丘には低い土地からどんどん高台に移っております。それでも津波が起き、どこそこがやられ、ここがやられた場合に確かに高台に逃げれば命は助かるかもわかりませんが、発災後の水対策は水道課としてどのようなお考えで進めているのかお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 高台3地区の発災後の水対策についてであります。高台3地区のグリーンハイツ、旭ヶ丘、清水ヶ丘の共通点は自主水源がなく、給水区域よりのポンプ揚水による配水方法で給水していることです。常に停電やポンプ故障などの事故による断水のリスクがあることから、施設の一部を水道課で監視を行っております。

発災直後は、配水管等の破損や緊急用水確保のために水道使用に制限がかかり使用できなくなります。その後、配水管などの確認修繕作業を行いながら復旧を図り、給水対応を行うこと

となります。

まず、グリーンハイツにつきましては浦尻配水池よりの２段階のポンプ揚水により給水しています。１段目のポンプに警報装置を設置しています。発災後は、清水第三土地区画整理事業で整備した地区内配水池よりの配水管が総合公園入り口付近まで連結しており、その配水管により緊急給水対応することとなります。

旭ヶ丘につきましては、現在清水第三土地区画整理事業で整備しました地区内配水池からの連絡管の整備を予定しております。旭ヶ丘入り口付近ですが、連絡管による給水が可能となります。

清水ヶ丘はポンプ揚水により清水第三土地区画整理事業で整備した地区内配水池を使用しています。清水ヶ丘につきましても、発災直後より緊急用水確保のため給水制限を行い、断水となります。

発災直後の対策は、住民の方々には飲料水の備蓄確保をお願いするとともに、地区内配水池からの給水タンクへの分水による対応などについて、今後対策を検討したいと考えております。

○議長（永野裕夫君） １１番 浅尾公厚君。

（１１番 浅尾公厚君発言席）

○１１番（浅尾公厚君） 地震・津波が起き、そのときに自分のリュックの中には３日分とか一週間分の水を用意してくださいというおふれがいつも出回っておりますけど、それは持っていくことは簡単ですが、飲み水はそれがなくなればほとんど飲み水がないのが、僕が思うにですけれども、グリーンハイツ、旭ヶ丘、清水ヶ丘、皆さんが逃げていったところじゃないかなというふうにずっと思っております。

そこで、今現在、高台に水槽設置をするような案はあるのでしょうか。課長、よろしく願いします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 高台に水槽を設置する案はあるのかという御質問ですが、現在、総合公園体育館横に耐震貯水タンクを設置しております。高台の水槽設置は、発災後の避難所及び復興計画などを踏まえて整備計画を策定する必要があると考えています。

飲料水用の貯水槽を備えるためには、常時使用することで水の入れかわりを図りながら非常時の緊急用水として活用することが必要です。高台の生活者及び関係者は一時避難後、住居に帰り生活を送る可能性が高いと思われれます。

このようなことを踏まえて、避難所開設と避難所生活者及び住居生活者の労務の軽減を図ることを考慮した貯水槽などの配置の計画策定を検討することが必要だと考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 11番 浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

今まで清水の方は現在、加久見から送水し、それまでは三崎からずっと送水をしておりました。清水の高台にいろんな条件が重なって、水が濁ったとか何とか言うときには、三崎からもどンドン水を送り、今現在も養老まで三崎から水を送っております。もし地震でやられたら、多分、東日本大震災クラスの地震が来れば、今現在ある送水管とか三崎の水源地もやられると思います。けれど、三崎とか下川口、下ノ加江、久百々に至ってもそうですけれども、ちょっと重機があればもちろんいいんですけれども、ショベルとかスコップであり、それが1メートルから2メートル掘ったら恐らく地下水が噴き出てくると思います。三崎も今現在、2メートルぐらい掘れば地下水が吹き上げてくると思います。

ところが、今現在、高台に逃げた方というのが自分の命は助かったけれども飲み水がないということを心配しなくちゃならないと思います。そのためには今からでもいいですから、さっきも言いました、莫大な費用がかかるとは思いますけれども、貯水槽とか貯水タンクを構えて設置しておけばいいなという思いがあります。思いで今質問しております。

次に、トラック及び給水タンクの活用実績はあるのかという質問です。僕はこの土佐清水市には給水タンク車、給水タンクはあると思っておりませんでした。ところが清水の市役所のある倉庫に行ったら給水タンクというか、それがあってびっくりしたんですけれども、そういうタンクは今までに活用実績というのはあるのでしょうか。水道課長、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） トラック及び給水タンクの活用をしたことがあるかという御質問ですが、過去には平成10年の渇水による市街地高台の給水補給として給水タンクの設置、平成13年の西南豪雨による下川口地区へ給水車配備、水道給水区域外の地区ですが、人道上の判断により、給水車や給水タンクの配備など実施しております。

直近では、グリーンハイツのポンプ施設故障時、旭ヶ丘ポンプ施設故障時、以布利火災時に給水車の配備準備を行ってまいりました。被災による緊急配備だけではなく、予防的な給水車配備準備も現在行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 11番 浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

先ほどからくどいようですけれども、私は未来の清水の構想を描きながら今質問しております。皆さんも読んだことはあると思いますけど、鉄腕アトム、あれは読むときには何このくだらん漫画と思いながら読んでおりましたけれども、あれが近未来で今現在も生かされているというすばらしい漫画だということが、最近、災害が起きた後、この鉄腕アトムというのがすごい漫画だなということが身にしみております。鉄腕アトム、それは近未来かもわかりませんが、今から土佐清水市が災害に向かっていくという、災害後、自分たちが生き残るためには、やっぱり鉄腕アトムというか、それがもう近未来に向けてどんどんどんどん計画をつけ、シミュレーションをし、いろんな図面を書き、前に進んでいってもらいたいなと思っております。鉄腕アトム、たかが漫画かと思うかもわかりませんが、あれはいろんな自分たちにも知識を与えてくれるような漫画だなというふうに思っております。

一応、これで僕の質問は終わりですけれども、市長に1つお願いがあります。シャッター音、シャッキンシャッキンいうて上がるらしいですね。それがおりるときはチョキンチョキンじゃなくて、シャッキンシャッキンでも構いませんけれども、安心安心安心というシャッター音にかえてもらいたいなという気持ちを持っております。幡多郡でも一番すばらしい安全な市というのは土佐清水市であるというふうに市長が構えてもらって、これからどんどんどん、その発災後どうするかということを考えていただき、前に進めて計画を立てていってもらいたいなという思いがあります。よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時06分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 皆さん、こんにちは。今回も市政発展と市民生活向上の一助となりますよう、その思いを込めて一般質問させていただきます。毎回言ってますけど、執行部の皆様には市民にわかりやすい答弁をいただきたく思います。

今回は布地区における迷惑駐車についてと、学校給食の取り組みについて、そして第三セクターの統合について、そして国立公園ジオパーク推進課についての4点について通告をさせていただいております。いずれも市民生活や今の土佐清水市が置かれている状況から見ましても、

とても重要な課題だと思しますので、このあたり執行部の考えを聞いていきたいと思ひます。

そして議長にお願い申し上げます。これまでも地方自治法、そして会議規則にのっとりた運営をしてこられてひます。それでこれからも、きょうも、地方自治法と会議規則にのっとりた運営をまたしてひっていただければと思ひまして、またよろしくお願ひします。

それでは早速ですけど、布地区における迷惑駐車について、これは布地区にサーフィンを目的にきたサーファーがお宮の下あたりから漁協前、そして布大橋を渡って市営住宅のあたりまで路上駐車をしているのですが、これが地元住民や、この路線を利用する人などの生活環境にまで影響が出ているという問題です。道路ですので社会人として常識の範囲でとめる分には結構かと思ひますが、路線に大きくはみ出してとめた車は交通の妨げになり、安全に通行することができず、住民にとって危険な状態です。また、路上でバーベキューや車中泊など、騒音やごみ捨て等、そういったことが住民の生活環境にまで影響を及ぼしているということなのです。

迷惑になっている車に対しては、地元住民やローカルサーファー、地元のサーファーですね、が再三にわたって声をかけ、注意をし、警察への通報により駐車駆除のパトカーが来て迷惑駐車をしないように指導していただいておりますが、なかなか改善されることがなく、地元の住民とトラブルになってもおかしくない状況が続いています。また、声をかけるとわかってくれるサーファーもいて車を移動させてくれるのですが、そのあいたところにまた新しく来たサーファーがとめると。そういうふうに、そのエリアといいますかね、その場所に車をとめることが迷惑になっているという認識がなされていないことが大きな要因ではないかと考えます。布地区では何年も前からこの問題が続いていて、行政として何かできないかと考えまして今回質問させていただきます。

それでは早速ですけど、まちづくり対策課長にお伺いをいたします。住民からの声はということで、この布地区における迷惑駐車について住民からはどのような声が上がっているのかお伺ひいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

以前より布地区においては、サーファーによる迷惑駐車が多発していると聞いております。以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そうですね。地元の人声もサーファーだと言われてひますので、そ

ういった迷惑駐車が横行しているということなんですよ。次行きます。

これまでそういった声が地区からも上がってきているということですが、その声について行政としてどのように受けとめているのかお答えください。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

御質問にある布地区では、一部のサーファーのモラルの低さに起因することであり、大変憂慮しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そういった地元の声に対して憂慮している、心配しているということですね。わかりました。

そしたら、次に行きます。先日と申しますか、この議会開会前あたりですけど、議会のほうに布地区の3人の区長さんから迷惑駐車の防止にかかわる条例の制定を求める陳情書が提出されていますが、この内容については御存じでしょうか。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

陳情書については、令和元年9月4日付、土佐清水市議会議長宛ての布地区三区長連名で土佐清水市迷惑駐車の防止に関する条例の制定についての陳情が届いていると議会事務局より聞いております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。執行部のほうにも伝わっているということで。

じゃあ次に、総務課長にお伺いをいたします。条例に関してということで、土佐清水市には土佐清水市違法駐車等の防止に関する条例が平成6年に制定されていますが、この条例に定められている違法駐車等、この定義は違法駐車以外にどのようなものが当てはまるのかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

土佐清水市では、市民の日常生活に重大な支障を及ぼすおそれがある違法駐車等を防止することにより、道路が公共の施設として広く一般交通の用に供されることを確保し、もって市民の安全で快適な生活環境の保持に資することを目的に、土佐清水市違法駐車等の防止に関する条例を制定しているところであります。

本条例において違法駐車等の定義につきましては、第2条で道路交通法第44条、第45条第1項もしくは第2項、第47条第2項もしくは第3項の規定にされた行為と規定されているところであります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そしたら、わかりました。とりあえずわかりました。

それで次に、布地区における迷惑駐車がこの条例に当てはまるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

違法駐車とは、駐車禁止区間等における駐車などを指すものと考えますが、迷惑駐車の中には法に抵触するおそれもあると考えられ、違法駐りに迷惑駐りが含まれるかどうかにつきましては、警察や裁判所等が判断を行うべきものであり、私が判断することは差し控えさせていただきます。

しかしながら、布地域における迷惑駐車の状況につきましては十分に認識をしており、先日、清水警察庁舎において、これまでの取り組みと今後の対応等について担当署員と意見交換を行ったところであります。

警察庁舎においては通報があった際には現地に赴き、注意喚起や指導、警告等を行っており、パトロール回数もふやしているとのことでありました。

総務課といたしましては、迷惑駐車の解消に向け、地域、警察、道路管理者などと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 迷惑駐車の定義といいますかね、そのあたりについて言及できないと

ということですかね。一応ですね、迷惑駐車というのは自分なりに考えたんですけど、迷惑な駐車。駐車は車をとめることですよ。迷惑というのは辞書を引いてもらったらわかるんですけど、ある行為によって他人が不利益を受けたり不快な思いをする行為、こと。これが迷惑というふうに定義されています。

今回の場合はですね、ある行為、布にきたサーファーが所構わず駐車をする、その行為ですよ。その駐車した行為によって近隣住民または交通にかかわる住民、市民が不利益であったり危ないとか不快な思いをする。これを迷惑な駐車。こういうことを考えるんですね。迷惑な駐車に十分当てはまるんじゃないかと思うんですよ。

さっき警察とか裁判所のほうが判断することとか言われてましたけど、そこまで何というかな、ちょっと内容の解釈といえますか、違うように僕は今感じたんですけど、ただ単にですね、今言ったとおり迷惑な駐車、これがこの条例に当てはまるかどうか。これなんですけどね、じゃあ迷惑な駐車かどうかは行政としては明言できないということですので、それではこの条例の中の条文の中の解釈、これをどういうふうに捉えているのか。ここをちょっとね、確認させてもらいたいんですけど、今言われた本市の当該条例の第2条、定義のところですね、第2項で違法駐車等というものを定義されています。先ほど課長が言われたとおり、道路交通法第44条、そして第45条第1項もしくは第2項、そして第47条第2項もしくは第3項、そして第48条もしくは第49条の2、第3項の規定に違反して自動車等を駐車する行為、または自動車の保管場所の確保等に関する法律、続きがあるんですけど、この規定に違反する駐車行為をいうということなんです。

それでですね、済みません。ちょっとずれますけど、この条文間違っていますよ。この条例の。今僕が読んだ2行目、第49条の2、これね、第49条の2って第1項までで、2項、3項ないんですよ。ですけど、第3項の規定にと書いてるんですよ。ちょっと調べたら、多分これ第2じゃなくて第3だと思うんです。平成6年に制定した当時、この第2の第3項があったのかもわからないんですけど、ちょっとまた後日といえますか、後で確認して訂正なりしていただければと思います。

今課長ね、そういうふうに言われましたけど、土佐清水市違法駐車等の防止等に関する条例、これの中に今読んだ部分で条例の中の第2条第2項、駐車違反等の定義の中に道路交通法第47条第2項もしくは第3項中略の規定に違反して、自動車等を駐車する行為云々とあるわけですよ。これって簡単に言うとどういうことかといえますと、道路交通法第47条第2項には、車両は駐車するときは道路の左側端に沿い、かつほかの交通の妨害とならないようにしなければならない。そして第3項で車両は道路の左側端に接して路側帯（当該路側帯における停車及び駐車を禁止することを表示する道路標識によって区画されたもの及び政令で定めるものを除

く)となっています。これは簡単にいうと、自分の解釈ですけど、駐車違反の区画ではない場所ということですよね。こういった路側帯が設けられている場所において停車し、または駐車するときは前2項の規定にかかわらず政令で定められているところにより当該路側帯に入り、かつ他の交通の妨害とならないようにしなければならないと、こういうふううたわれています。

先ほどのお話に戻りますけど、布のそういった事案、迷惑駐車ですよね。これはこの条文に僕は十分当てはまると思うんですよ。そのあたり課長どう思いますか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

今、議員のほうから条文の道交法の関係、説明していただきました。この道交法につきましては、例えば44条でしたら坂の頂上付近とか勾配の急なところとかいう道路につきましても横3.5メートルですとか、左側にも一定あけなければいけないとか、あと交差点は5メートルだったと思いますけど、5メートルあけなければいけないとか、それぞれいろいろ細かい規定があります。それについて抵触するおそれがある可能性もありますけれど、それについて私がこれは違反ですよとか、そういう判断につきましては抵触するのか、違反になるのかというのは、なかなか行政の職員としてはできませんので、この部分についてなかなか判断できないのでお控えさせていただくという答弁したところであります。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 1つ確認させてください。その行為が判断に当たるかどうか、今その判断をしたいというのは、土佐清水市の条例の判断なのか道交法の判断か、どちらですか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） 先ほど言いました、迷惑駐車防止条例ですか、これにつきましてはの該当することが第2条にある部分につきましては、道交法に基づいているという形ですので道交法になります。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 一般の人がね、道交法に違反してますのでって駐車している人たちに言って判断していうと、何ていうの、わかる人はわかるし変な話になるかもわからないですけど、何ていうかそういうことではなくて、そもそも課長が判断する話じゃないじゃないですか、

これって。だからこの条例に定めている駐車違反等というのは道路交通法の44条から云々あって、この駐車の方法、今言われたような内容に抵触するもの、違反するものと書いてありますよね、ここ道交法はね。違反するものを違法駐車等と定義されているんですよ。うちの土佐清水市の条例で。だからそれを基準に判断はできるんじゃないですか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） 先ほど言いましたとおり、違反となることが私として判断できませんので、道交法違反になるのかどうなのか。ですので、答弁は差し控えたいと答弁させていただいているところであります。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ですから、これ先ほども言いまして課長うなずいていましたけど、違反ではない場所でも、ほかの交通の妨害とならないようにしなければならない。路側帯にとめて。ほかの交通の妨害になっている車はどうなんですか、これは。違反じゃないんですか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） 根本的には迷惑という部分があるかと思しますので、今言われたほかの車が迷惑、その定義の今度問題になってきますので、それについてはどの程度が迷惑なのかということが今後逆に考えさせていただきたい件になってきますので。

（「議事進行」の声あり）

○9番（細川博史君） 今、内容的にちょっと逸脱しよるような感じで、道路交通法と議会のほうとの関係が全くないので議事進行でお願いします。

○議長（永野裕夫君） 岡本議員、ただいまのような意見も出ましたので端的によろしくお願いします。タイマー上げてください。

○7番（岡本 詠君） 今その議事進行ということで、外れているのかなと僕は思いますけどね。ただ、今答弁のあった、最初答弁いただいて、その行政サイド、課長の答弁をいただいた上でちょっと違うでしょうということがあるので、そういったところで再質問なり確認をさせてもらっているところなんですよ。これってやっぱり一般質問のあり方、議会のあり方からして当たり前の話やし、こういうことをするところが一般質問であり、議会であると僕は考えています。ですので、とりあえずちょっとまあ、何か今答弁ね、質問に対しての答弁がちょっとずれていっているような感じもありますし、迷惑駐車というのは先ほど私が言ったとおり迷惑な駐車なんですよ。だからそれが当てはまるかどうかから始まって、でもその迷惑駐

車については、何ていうの、迷惑駐車という定義というか言葉の内容といたしますか、その行為自体については明言は避けたいというふうな答弁がありましたので、じゃあそれは置いといたとして、その迷惑駐車じゃなかったとしてもね、迷惑駐車という表現じゃなかったとしても、布の住民の人、またその道を通る市民の方から苦情が来ている。区長さんからもそういった何とかしてほしいという、条例をつくって、陳情も上がっていると。そういった中で、その駐車の仕方について、じゃあこの清水の条例に当てはまるのかどうか。ここを聞いていったわけですね。なかなか難しいですか。思うんですよ。僕は十分これ道交法の解釈からしても、その定義、違法駐車等の定義にしても十分に、今の布の事案というのは当てはまっていると思うんですね。とりあえず、そういうところでどうしましょうかね。そうしたら、当てはまるか当てはまらないかという、どちらですか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） 今、議員のほうからもいろいろ説明ありました。道交法の説明も一定したところでありますので、例えば先ほど言いました、交差点のそばとかにもし駐車している場合は当てはまる場合もあるかと思えますけれど、それ以外の部分については当てはまらないケースもあると思えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 僕ずっと一生懸命説明しましてですね、道交法の解釈から、今、布にとめている車はこうなっているということで、当てはまるんじゃないかなと思って、そのことがなかなか理解していただけないのかなと思ったんですけど。

（「議事進行」の声あり）

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） ちょっと今、質問内容と絡まない点もありますので、ぜひ議事進行をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 10番。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 内容について絡まないということは、私ないと思います。通告に従って、今質問していますのでね、発言者の質問者の意向を十分尊重していただきたい。そういった議事運営を私はお願いしたいです。

○議長（永野裕夫君） 今、9番、10番のほうから議事進行かかっております。

議長としましては、この論議に関しては徹底して論議したらいというふうに思っておりますが、しかしながら時間の都合もございますし、そしてまた今の岡本議員に対する答弁が充実をしておりませんので、このまま行きますとなかなかこの論議がかみ合わないのではないかなというふうに思っております。

ですから、この件につきましては、もう一回角度を変えて質問をすとか、そしてまたもう一回どこかで精査するとかいうようなことで再開をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） わかりました。なかなかね、ちょっと困っているようですし、ような意見もありますので、次行きます。

市長にお伺いをいたします。地元の地区からは、この迷惑駐車防止にかかわっての条例制定や防止に向けての措置を求めているわけですが、さきの課長の答弁ではこの状況に憂慮しているというふうなことでしたよね。このような条例があるにもかかわらず市民の切なる要望に対し、迷惑駐車防止に向けた施策を考えると、そういったこともなかったのかなど。その辺の対応の答弁もいただきたかったですけど、そういう言葉もありませんでしたので、行政としていかなものかと考えているわけですが、こういった地元の声に対してですね、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ちょっとやりとり聞いていたのですが、ちょっと整理構いませんか。

総務課長の答弁の中では、違法駐車というのは駐車禁止区間において駐車などを指すと。駐車などを指す。駐車禁止区間において駐車をしているのを指すと。迷惑駐車の中には法に抵触するおそれのある事案もあると考えられ、違法駐車等に迷惑駐車が含まれるかについては、そのケースケースではっきり言って迷惑駐車の中には違法駐車に含まれるものも、僕はあると思っています。含まれないものもあると思っています。ですから、そのケースケースを見て個別に判断せんと、その状況の中で全体的には判断できないので差し控えるというふうな意味やないかなというふうに聞いておりました。違いますか。

ですから、岡本議員が白か黒かというふうなことでありますが、違法駐車の場合もあるし、違法駐車でない場合もあると、厳密に言えば。ただ、この件についてはですね、私はもう一歩踏み込むなら違法駐車のものはあるというふうに思っております。

それとこのことについてどう思うかということなんですが、布の3地区の区長からは市長の

ほうには陳情書は上がってきてませんので、議会の議長宛てに、土佐清水市迷惑駐車、土佐清水市で今つくっているのは違法駐車防止に関する条例というものなのですが、このところの違法駐車防止を迷惑駐車に置きかえた、この条例の制定を求めているのかなというふうに思うところではありますが、いずれにしてもこの取り扱いについてはですね、議長宛てに出ていますので、やはりどの委員会で付託して、どういうふうな結論を出すかというのは、これから議会の皆さんが決めることでありますので私の言うことではないのですが、1つには岡本議員は趣味がサーフィンですので、この間の実情については一番知っていると思いますし、先ほど来、私これほどひどいとは思っておりませんでした。

ただ、苦情があるのはですね、ここ数年の場合ではなくて、もう30年も40年も前からあるというふうに私自身は聞いておるところでありまして、駐車マナーだけではなく、路上でパーベキューとかですね、それから車中泊、夜間の騒音、ごみ捨て。これなどで地域住民の生活環境まで本当に影響を及ぼす状況。さらにはちょっと聞いてみますと、パトカーを呼んでパトカーが見回りして注意されたらいなくなるが、またパトカーがいなくなったら、またそこにとめると。こういったですね、まさに私は悪質きわまりない状況ではないかというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） まさにそのとおりだと思うんですけど、まず迷惑駐車云々。これは本当に迷惑な駐車なんです。迷惑駐車の中で違法なもの、法律に収まっているものありますよ。でも、いずれにしても迷惑な駐車を指しているんです。まずそのことを、やっぱりちょっと確認していただきたい。

今、市長が答弁あったように悪質と言われればそうだと思います。そのとおりでありまして、本当に布地区の皆さん、日に日にフラストレーションといいますかね、鬱憤がたまって、それこそ本当にトラブルになってもおかしくないような住民の状況になっているんですね。市長もそういうふうな認識をいただいているということですので、これは議会でどういった流れになるのか。私はこの清水の今ある駐車場、これに十分入る事案だと思ってたんですけど、そのあたりのちょっと、もう一回確認、研究していただいでですね、ちょっと待ってください。していただいで、この条例を改定すれば簡単にいけるのかなって。例えば名前の中にですね、違法駐車及び迷惑駐車等の防止に関するとか、迷惑駐車とか独自につくれると思いますので、土佐清水独自の文言を入れて、そういった駐車に対して何か防止の啓発ができるような取り組みをまた、今議会でとまっていますけど協議した後、多分、執行部のほうにも話が行くんじゃないかなと予想はしています。そのときにはぜひまた検討してください。どうぞ。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 文言を入れる、どうのこうのという話がありましたが、土佐清水市違法駐車等の防止に関する条例、私もこれきのうもう一回読み返しました。

市長の責務、第3条。市長は違法駐車等の防止に関して広く市民、事業者、その他の関係者の協力を求めるため、広報に関する施策、その他、必要な施策を策定し、実施しなければならない。私はこの布の事案に対して、この条例で取り締まるということを前提に答弁をさせていただきたいのですが、この市長の責務、第3条。そして第6条には、市長は違法駐車等が著しく多いため、市民の日常生活または一般交通に重大な支障を生じさせていると認められる地域を違法駐車防止重点地域として指定することができる。私、これできると思うんですよ。布地区で。もしこれに重点地域に設定を、私がこの条例に照らし合わせて設定した場合、今度第8条ではですね、市長は重点地域を指定したときには高知県公安委員会、または中村警察署に対し、当該地域において違法駐車等を防止するための施設の設置、違法駐車等の取り締まりのほか、違法駐車等を防止するため必要な施策を市内のその他の地域に優先して講ずることを要請することができる。

これでですね、例えば重点地域に指定をして、高知県の公安委員会または中村署に対し、当該地域において違法駐車等を防止するための施設の設置、これをやってもらうと。設定してもらうと。その布の今指摘のあったところの区域を全部この駐車禁止の区域に設定すると。こういうことは僕は可能ではないかなと思っております。

ただ反面、これで指定した場合はですね、地域の方がサーファーがいないときも地域の方がちょっとそこに置いて駐車して、ちょっと用事をして帰って、そこへ警察がもし通りかかった場合には駐車違反ということにならせんろかという懸念もあります。

というのはサーファーだけ取り締まるわけではありませんので、やっぱりひとしく国民に対しての駐車違反を取り締まるわけでありますので、そういうことを厳格にこの法で縛った場合に、かえって布の地域の方の足かせというか、逆に迷惑をかけるのではないかというふうな心配もあります。

ですからこの条例、それから法律でかっちりやるべきものなのか。また先ほど来、私ちょっと知り合いのサーファーの方にも聞きました。このローカルのマナー、土佐清水波乗り組合、岡本議員も入っていると思うんですが、この組合もやっぱりマナー向上、布でサーフィンするに当たってこんなことを守ってくださいよ。看板も出したということも聞いておりますし、その看板の中にはですね、迷惑駐車をしない、着がえのマナーを守る、ごみを捨てない、海の中でのマナーを守る、キャンプ、車中泊は禁止、これは必ず守ってください。あとはちょっと

いろいろ書いているんですが、こうやって今までずっとサーフィンを愛する土佐清水市の人もこのことについては心を痛めて、ずっと20年も30年もこのマナー向上に取り組んできた経過はあると思っておりますし、布の人は本当に我慢強く我慢してきたんだなということも十分考えるところでありますが、ただ先ほども言いますように法でかっちり縛れば、またその法が足かせになったり、いろんな問題があると思しますので、これは今回は1つの問題提起になったと思しますので、議長を中心にですね、ぜひ要望があれば行政のほうも参加をさせていただきますので、やっぱり地元のサーファーの皆さん、地域の皆さん、議会、行政が一緒になってですね、この条例で縛るのがいいのか、それとももっとルールづくりをしっかりと、なぜマナーが守れないのか。そういうところも突き詰めて議論をしながら1つのルールづくりをせんとですね、なかなか問題解決しないがやないかというのは私の本音であります。

ですから、ぜひですね、これは1つの問題提起として、この問題については布の人も大変苦勞しているようですので、ぜひ前向きな議論で解決するように総意を上げてやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） いや本当にね、ちょっと市長、私からする、何というかな、取り巻く環境であったり、そういった話の何ていうかな、内容はほぼほぼ本当に言われているとおりなんですよ。ただちょっと解釈といいますか、条例の解釈が私は市長ちょっとね、1つの解釈の仕方になっているのかなと思って。条例によって取り締まるというふうな答弁がありましたけど、条例で例えば布地域を違法駐車等の防止にかかわる重点地域に指定したとしても、それで取り締まりはできないんですよ。取り締まるのは警察機関の仕事で違法の駐車に対して取り締まりはされていると思います。もちろん途中でありました布地区の声としては、もうずっと前からあるんですよ。ただ、警察のほうも駐車違反の路線にしましょうかという提案も再三にあるんですけど、地域の人でそれはやめてくれと。盆、正月、連休に身内が帰ってきたときにこことめれんなるから、それは困るんですということで駐車禁止の路線にはそういった理由でされてないんですよ。

そういった経緯がある中で、じゃあ駐車禁止の路線に指定せずに啓発、防止、やめてくださいといいますかね、そういった迷惑な駐車に対して防止を図るような啓発ができるような、これ条例だと思うんですね。そのあたりちょっと、もう時間もないので答弁いただきませんが、いま一度ちょっとまた確認して、ぜひ市長最後に言っていただいた、行政と議会と住民と、また警察のほうも協力して知恵をいただいて、よりよい方向に進んでいけるような施策といいま

すかね、ができれば本当にありがたく思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そしたら次行きます。2つ目の学校給食の取り組みについて、お待たせしました。今回は食材の産地の公表にかかわって質問させていただいておりますが、まず最初に学校給食の目的って本当に食育だと私は考えているんですね。食育ということについて、いま一度、教育長に見解をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

学校給食とは、食するという体験を通じて栄養バランスのとれた食事のあり方を学ぶとともにみんなで準備をすることから片づけを行うことによって社交性や共同精神を養うなど、単に昼食をとるだけではなく、学校における教育活動の一環として実施するものであります。

また、地域食材の活用や季節感を感じる献立と体験活動や各教科での指導を連携させることにより、食育の生きた教材として学校給食を活用することなどを目指したものであると認識しております。

本市が食育として取り組んでいることは、子供の栄養に関する専門性と教育に関する資質をあわせ持つ栄養教諭が給食の時間や関連教科等において、学級担任や教科担任と連携し、食育の基礎となる食べ物の命について学ぶ機会を与え、子供たちは給食に携わる全ての人に感謝の気持ちを込めて、いただきます、ごちそうさまでしたの挨拶から食品の栄養素や給食に携わる多くの人々の働き、地元の食材などについて学んでおります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） お手数かけました。本当そのとおりだと思います。

それでは、この食育ということを踏まえて質問を続けていきたいと思っております。

次にですね、地産地消に関してこども未来課長にお伺いをいたします。本市の学校給食でも地産地消を推進していると思っておりますが、学校給食に使われている食材の産地の割合をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

地産地消を推進するには、安全な食材の安定確保や市内の各種関係団体との連携が不可欠となります。食数については今年度790食ほどとなっておりますが、その人数分の野菜を一度

に確保することは容易ではなく、例えばタマネギやジャガイモ、もやしなど市内産では賄い切れない食材も少なくありません。

ブリなどの魚類はもとより、市内産鶏のあしずりキングを使用したメニューなど、できる限り土佐清水産の食材を使用しているところですが、それが難しい場合はなるべく市内産の調達を優先し、栄養教諭が趣向を凝らした献立を提供しております。

それでは、昨年度の地産地消の状況につきましてお答えいたします。

食品全体のうち品目別で申しますと、野菜と米については市内産が20%、県内産が27.1%、県外産が50.5%、国外産は2.4%となっており、全体の47.1%が高知県内の食材となっております。

次に肉類につきましては市内産が0.6%、県内産が15.7%、県外産が79.5%、国外産は4.2%となっており、全体の16.3%が高知県内の食材となっております。

魚につきましては市内産が42.9%、県内産が28.6%、県外産が21.4%、国外産は7.1%となっており、全体の71.4%が高知県内の食材となっております。これらの3品目を合わせた県内産の割合は42%を占めており、このうち主食であるお米は市内産で100%賄っており、その生産工程は肥料に魚粉を入れるなど学校給食米として特化した生産となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。ありがとうございます。この件についてはね、ちょっとまた次回以降で機会があればお伺いさせていただきたいと思います。

次行きます。食材の仕入れ先、これどのように選んでいますでしょうか。課長お願いします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

本市の学校給食開始につきましては、高知県下で最後に導入されたことは御承知のことと思いますが、県下の先進地等さまざまな課題を参考に、食材について納入業者は登録制としており、事業所として2年以上実績のあることや安全性の管理体制が徹底されていることなど提示した条件を満たした業者との取引となっております。また、納入していただく食材についても条件を付し、産地の表示はもとより児童生徒のために良心的なものであることを前提条件とし、納入時の検収、下処理時のチェックなど徹底して行っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。安全管理の条件を満たした業者を選んでいるということですね。わかりました。

そうしたら産地の公表についてですけど、6月ぐらいでしたか、お便りには青果として、つまり野菜の食材の産地のみしか掲載されていませんでしたが、ほかに今言われた、米とかお肉とか魚とかあるのにどうして野菜だけなのかなと思ひまして、その理由についてまたお願いします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） 6月の給食だよりにつきましては、市P連と市教委と女性役員会の中で保護者から要望があり、野菜の産地を掲載したところではありますが、青果のみ掲載したことにつきましては、担当者へ問い合わせたところ野菜の産地のみの質問を受けたものと解釈しまして掲載したところでもあります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そうなんですね。要望があったけど野菜だけだと思った。勘違いしたんですかね。わかりました。次からよく聞いてやってください。

そうしたらですね、今、要望があつてというのもちらっとありましたけど、この食材の産地の公表について保護者の皆様からはどのような声がありますか。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。先月、開催されました市P連と市教委と女性役員会の会の中で、保護者から全ての品目についてホームページなどへ産地の公表ができないかとの声がありました。これに対しては調理員の業務終了後、日報と一緒に納品書を栄養教諭に提出するまで品目については確認ができないこともありまして、掲載するには時間がかかることをお伝えし、後日回答する旨伝えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。わかりました。

それでは最後に教育長に再度お伺いいたします。保護者の声に対してですね、本市の学校給食の食材の産地に関しては今のところ公表されていないということですが、保護者からは食材の産地の公表を要望する声があるということで、これは自分の娘が給食いただいていますけど、子供たちが口にする食べ物がですね、どこで生産されてどのようなものが使われているのかということは、やっぱり親としては当たり前の話でして、私は食育の観点から見ても全ての食材の産地を。

○議長（永野裕夫君） 私語はやめてください。

○7番（岡本 詠君） 全ての食材の産地を公表していくべきではないかと考えています。

例えばですね、ネットを開いていろんな自治体の給食の産地とか検索していくと、いろいろ公表されている自治体もあるんですよ。それで自分自身もやっぱり勉強になったんですけど、本当にいろんな食材があって、日本国内だけのみならず、海外とか聞いたことのないようなすごい遠いというかね、縁がないような国からいろんなものが仕入れられて、そういうものがこの国であったんだみたいな、すごく勉強になっていくんですよ。あとですね、子供たちだけでなく、今言ったように自分もそうですし、そういった本市で取り扱う食材の産地を公表していけば、いろんな保護者なり関係者、そして市民全体が見ていくことによって、例えばお芋とか、その食材だったらうちにもあるのになとか、いろんな広がりがあったり地産地消の推進につながると考えるんですよ。

ですので、あともう1点ですけど、本市、移住促進取り組んでいるじゃないですか。そのあたりもやっぱり今、お子さま連れの御家庭の人とか家族の人とかが移住先を検討するに当たってですね、やっぱり学校のこと、環境、そして学校の給食のこと、そういったこともやっぱり調べられると思うんですよ。そのときにやっぱり産地を公表して、さっき教育長言われてましたように安全で安心な食材が担保されているということでしたので、そういったことならなおさら土佐清水市はそういった安全で安心な食材を使っています。産地はここのを使っているから安全ですということをおね、ぜひ公開して皆さんに知ってもらえるような、そういう取り組みをしていただきたいと思いますと思うんですけど、そのあたり公表について教育長の所見をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

議員御案内のように、現在本市では学校給食の食材について産地の公表は行っておりません。

その理由といたしまして、土佐清水市立学校給食センター設置に関する条例等に基づき、給食センターの業務について規定する中で、食材納入業者を選定する際は食材納入に係る条件を

細かく明記し、契約しております。

具体的には信用状況、例えば納入業者は経営状態が堅実で営業内容が良好、学校教育の一環として実施する学校給食をよく理解している等7項目の条件や安全衛生管理面では業者は保健所の食品衛生監視票に基づく監視採点に合格した者で、衛生上必要な設備等が完備され、食物物資の安全性が担保されていること、生産から配送まで食品の安全と衛生が徹底管理されていることなど食品の品質に関する事項では良質で鮮度が高く、安全なものであることなど厳しい食材納入の条件を満たしている業者のみの取引となっております。

さきに課長が答弁いたしましたように、産地の公表について保護者からの要望は聞いております。また、全国的にもさまざまな形で産地公表をする自治体などもあります。産地公表することによって、子供たちにとってもこの食材はどの産地から仕入れ、調理されたか。自分たちの食べている食材の産地を知ることがひいては食育にもつながるものと考えますし、食べ物の命について学ぶよい機会となるのではないかと考えます。

今後は産地公表に向け、その公表方法なども含め、保護者の皆様の要望にもできる限り沿えるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。ありがとうございます。

今、最後にね、公表する方向で検討していきたいというふうな答弁をいただきましたので、今、保護者の方、その答弁聞くと喜ばれると思います。ぜひお願いします。

済みません、ちょっと時間がなくなりまして、済みません。もう最後1つだけにさせてもらいます。

市長、済みません。元気プロジェクトの赤字運営についてどのような認識をしているかということで最後にお伺いをいたします。

それとですね、これ議会のほうで自分のほうにも回ってきた元気プロジェクトの決算書ですけど、ことし報告された元気プロジェクトの直近の決算書を見てもみますと、これわかりやすくするためにあえてマイナスという表現をつけて表現させていただきますけど、当期の純損失がマイナス381万8,030円となっていて、前期繰越剰余金が資本金を含めてマイナスの7,095万2,725円となっています。この2つを合計するとマイナス7,477万755円の累積赤字となります。そこから資本金の6,000万円を引くとマイナス1,477万775円の債務超過となっていることがわかるわけですね。これ前期繰越剰余金のマイナス7,095万2,725円を考えると、創業当初から決算書を確認しているわけではありませんのでちょっと

断定はできませんが、この数字だけ見ると逆算したら創業当初から赤字が続いていたのではないかと容易に推測ができるわけですね。それでは前期までの赤字を見た上で、当該決算書ではどのように対処しているのかと、見た場合、役員報酬1つにとっても、この分だけで対処の仕方によっては赤字が消えているはずだと考えますが、普通にこれまた計上されています。言いかえれば第三セクターといえども赤字を消して利益を出して構成員、つまり出資している人たちに配分しなければならないはずなんです。しかしながらこの決算書からはそういった取り組みが見えてきません。さらにこういった状況の中で退職慰労金として100万円を出していますね。普通の会社ならこんなことはまず考えられないわけですが、第三セクターだからできることなのかなと思われまます。

しかしながら、第三セクターとはいえ経営陣の役割はいかに利益を生み、構成員に、出資しているものに分配するかという采配と能力が求められていると考えます。出資者に対して利益の配分ができない運営、このような運営をこれからも続けていってよいとは思いません。資本金の7割を市が出資している。つまり一番つぎ込んでいるのは市民の税金なのです。その市民に対して利益が返ってこない。しかし役員報酬はしっかりと取っている。このような第三セクターの運営について、市民は納得がいくのでしょうか。

元気プロジェクトは市長が職員時代に設立からかかわってきた会社で思い入れが強いと思います。そんな会社が設立から現在まで経営がうまくいかず、利益を出して市民に還元することもできず倒産状態というのは、やっぱり市長も本当に残念な思いでいっぱいなのではないかと察しますけど、このような元気プロジェクトの運営、これについて市長として所見をお願いします。もう存分に言ってください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ちょっと誤解をされている部分もあると思うんですが、元気プロジェクト20年1月に設立をいたしまして、21年4月から3年間、私退職出向で元気プロジェクトのほうへ常務で勤めてまいりました。本当に最初はですね、厳しいというか、もっと簡単にいくものだと思ってたんですが、会社経営というのは非常に難しくてですね、例えば商品をつくる。つくれば売れると思っていたんですが、つくったら細菌検査をして賞味期限の検査をしてというふうに製品になるまでは最低3年ぐらにかかるとはですね。そういう中で大変苦労してまいりました。ですから岡本議員言われましたように思い入れはあります。私も3年間一緒になってやってきましたものですから。ホールディングスになりまして経営陣も刷新をして、報酬のことも出ましたが、今は報酬は社長1人の分になっていると思いますので、かなりその報酬については誰から見ても低い報酬で社長も頑張っていると思っております。

そして3年、ホールディングスを立ち上げたときにはですね、新しい事業展開を考えておりましたので、ホールディングス化してこの子会社を細分化するという、そういう流れの中で経営のプロも入れまして、そして土佐食元気プロジェクト、そして冷蔵保管施設の会社、フィッシュミールの会社、そして共同作業施設の会社とかですね、いろいろ細分化した中で、その事業会社としてのホールディングス、そしてその配下の子会社という形での構想でホールディングスがスタートいたしました。

そして今回の合併に至ったわけですが、まず元気プロジェクトだけのことを話せばですね、いろんなほかの絡みもあるわけなんですけど、30年の決算を見ても議員が指摘したように380万円の赤字。これについては分析をしますと冷凍事業のほうはですね、対前年度比から比べて288%と大変好調な経営運営ができたのですが、肝心の商品、元気プロジェクトの食品部門については、かなめの役員が2人抜けるということもありまして、対前年度比で売り上げも78%と伸び悩む中、それでもわずか380万円の赤字となっております。ちなみに土佐食におきましては、本当に前年度から続いている原魚の高騰が大きく響きまして、30年度も土佐食は2,400万円の赤字と。そういう大変、2つの子会社ともに厳しい経営状況の中で、そして今回、昨年取締役株主総会の中で細分化する方法から、今回副市長のほうで全員協議会の中で合併についての理由は人材不足も初めですね、原魚不足とか、それから統合による営業面とか、それから経営利便とか、それからもう間もなく始まります物流の関係とか、そういう経営統合による合理化、そして効率化。そういうものもありまして今回の合併に至ったわけでありまして。

元気プロジェクトにおいてはですね、現在は施設の有効活用ということで宗田節の関連商品、スープブロスという新商品の製造販売をこれからやっていくということで、これは土佐食と共同開発をして現在販売も取り組んでおりますし、あわせて土佐食の食品部門と、それからこれまでの元気プロジェクトのノウハウを合わせてですね、連携をしながら経営の安定化を図っていくところであります。これまで大変厳しい経営状況であったわけでありまして、この合併によって土佐食と連携することによって、必ずや経営の安定化が図っていけるというふうに期待をしているところであります。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

ただいま、市長から報告第15号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」及び報告第16号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」並びに議案第54号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第72号「工事請負契約の締結について」までの議案19件、計

21件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、報告第15号及び第16号並びに議案第54号から議案第72号までを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって報告第15号及び第16号並びに議案第54号から議案第72号までを日程に追加し議題とすることに決しました。

報告第15号及び第16号並びに議案第54号から議案第72号までを議題といたします。議案の朗読は省略をいたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました報告第15号から議案第72号の21件の議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

報告第15号及び報告第16号は、和解及び損害賠償額の決定について専決処分した事件の報告であります。

いずれも市営住宅グリーンハイツ団地において、令和元年8月18日未明、台風10号の強風により老朽化した建物のコンクリート破片が1階駐車場に駐車していた車両に接触し、外装を損傷したことについて、相手方に損害賠償額を支払うことで示談が整い、地方自治法第180条の規定により、9月11日に専決処分しましたので報告するものであります。

議案第54号の一般会計補正予算(第4号)は、本年1月2日に発生しました中央町商店街建物火災の火災ごみについて、これまで清掃センターに仮置きしておりましたが、以布利地区と協議を行った結果、最終的な処分方法として再度分別作業を行った後、安全性を高めるため遮水シートを敷いた上で埋め立て工事を行うこととなりましたので、これにかかる手数料及び工事請負費の計278万3,000円を補正計上するものであります。

議案第55号から議案第71号までの17件につきましては、本年10月から消費税率の10%への引き上げが予定されていることから、施設や手続の使用料、利用料、手数料、占用料について改正を行うものであります。

議案第72号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件につきましては、R元リマ第1号浦尻残渣加工施設新築工事の指名競争入札を令和元年9月4日に実施し、株式会社池工務店、代表取締役池俊孝氏と契約金額6億8,200万円で令

和元年 9 月 11 日付の仮契約となっております。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に基づき、工事請負契約の締結について地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

この際、各位にお願いをいたします。議案第 54 号から議案第 72 号までの議案 19 件については所管の委員会に付託し、審議を願うこととしておりますので、この点、十分お含みおきの上、質疑なされますようお願いいたします。

報告第 15 号及び第 16 号並びに議案第 54 号から議案第 72 号までの議案 19 件、計 21 件について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市長提出、議案第 32 号から議案第 72 号までの議案 41 件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、委員会の日程は、総務文教常任委員会は 9 月 20 日午前 9 時から、産業厚生常任委員会は同日午後 1 時 30 分から、予算決算常任委員会は 24 日及び 25 日の両日午前 9 時から、それぞれ開催いたします。

各委員会は、9 月 30 日までに各案件の審査を終わりますよう特に御配慮をお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9 月 30 日午前 10 時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時 12 分 散 会